# 共生社会の実現への取組

## 障害者差別解消法と合理的配慮

# 障害を考える

(3種類の)障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態
(障害者基本法)

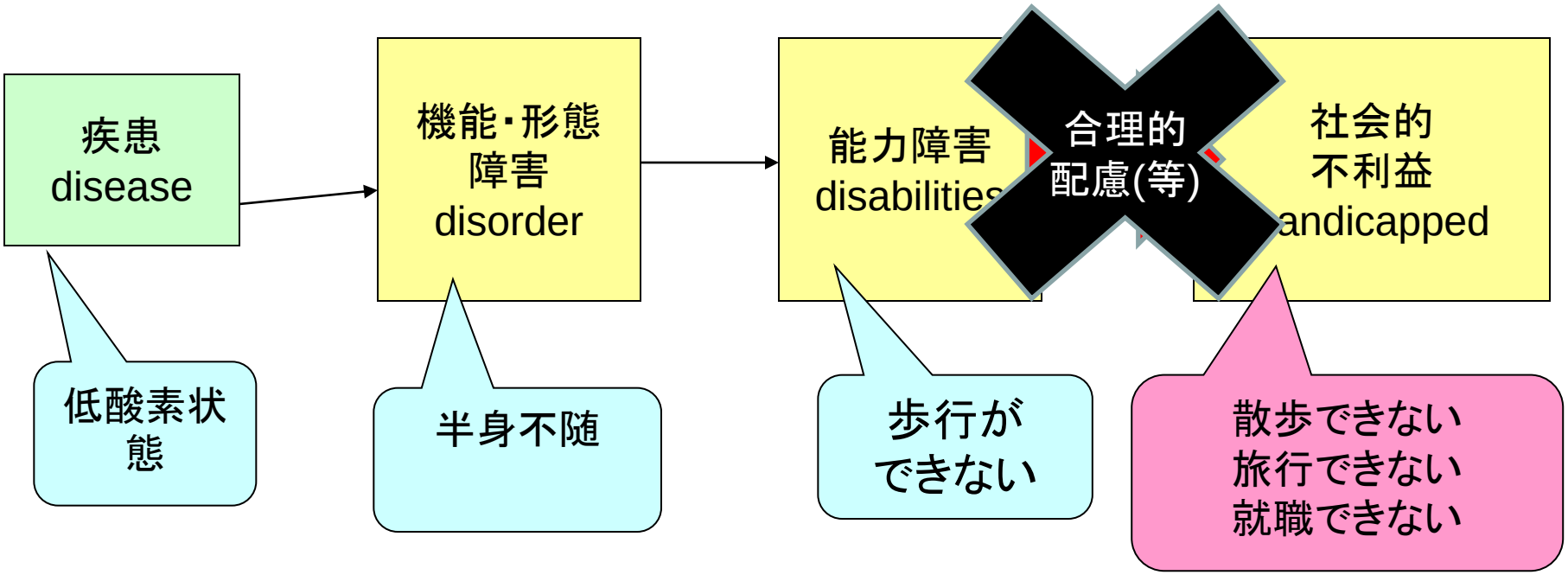

# 法整備までの道のり(概要)

- 障害者基本法の改正(2011)
- 障害者虐待防止法(2012)
- 障害者の権利条約批准(2013)

2）一般的義務：合理的配慮の実施を怠ることを含め，障害に基づくいかなる差別もなしに，すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し，及び促進すること等

- 障害者差別解消法(2013成立、2016施行)

# 障害者基本法(H23施行)

- 「権利の主体」である社会の一員
- 「差別」のない社会づくり
  - 合理的配慮を明記
  - 障害者差別解消法、虐待防止法の成立へ
- 「社会モデル」的観点からの新たな位置づけ
  - 障害(個人)と社会的障壁(環境)でとらえる
- 「地域生活」を可能とするための支援
- 「共生社会」の実現

障害者権利条約の批准を目的とした：資料

# 障害者差別解消法(1)

資料

1. 基本的な考え方
   - 法制定の背景：障害者の権利条約の批准、障害者基本法
   - 基本的な考え方：共生社会の実現、地方での条例制定
2. 行政機関、事業者の役割
   - 法の対象：3種障害、社会的モデル
   - 不当な差別的扱い：排除する差別

正当な理由なく

合理的配慮不提供の差別

仮称

# 新潟市の取組

障がいのある人もない人も一人ひとりが
大切にされいかされる新潟市づくり条例

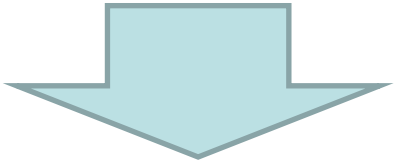

## 目的：障がい者差別の解消

新潟市条例参考資料より

# 重要語の定義

新潟市条例参考資料より

| 区　分 | 説　明 |
| --- | --- |
| 障がいのある人 | **身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病**を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの |
| 社会的障壁 | 障がいのある人にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの |
| 差別 | 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、**不当な差別的対応を行うこと**又は**合理的配慮の不提供**をいう |
| 不当な差別的対応 | 障がい及び**障がいに関連する事由**を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること |
| 合理的配慮 | 障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行うこと |

# 障がいを理由とした差別の解消

新潟市条例参考資料より

## ① 不当な差別的対応の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者 → 義務

## ② 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 → 義務

民間事業者 → 努力義務

# 不当な差別的対応の具体例 新潟市条例参考資料より

○ **「障がいがある」という理由だけで、**

【例】・スポーツクラブに入れないこと

・アパートを貸してもらえないこと

○ **「障がいに関連する事由」を理由として**、

【例】・車いすだからといって、お店に入れないこと

・タクシーや飲食店などで、盲導犬の同伴を断られること

「障がいがある」という理由で、障がいのない人と違う対応をすることは、**差別**

# 合理的配慮の不提供の具体例

新潟市条例参考資料より

【例】

- （耳が聞こえないのに）聴覚障がいのある人に声だけで話す
- （文字が読めないのに）視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない
- （難しい説明がわからないのに）知的障がいのある人にわかりやすく説明しない

「合理的配慮の不提供（＝合理的配慮を行わないこと）」は、**差別**

# 合理的配慮

障害者の権利条約より

- 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

障害のない人と、同じスタートラインに立つための
特別な支援

# 合理的配慮の考え方

障害のある人

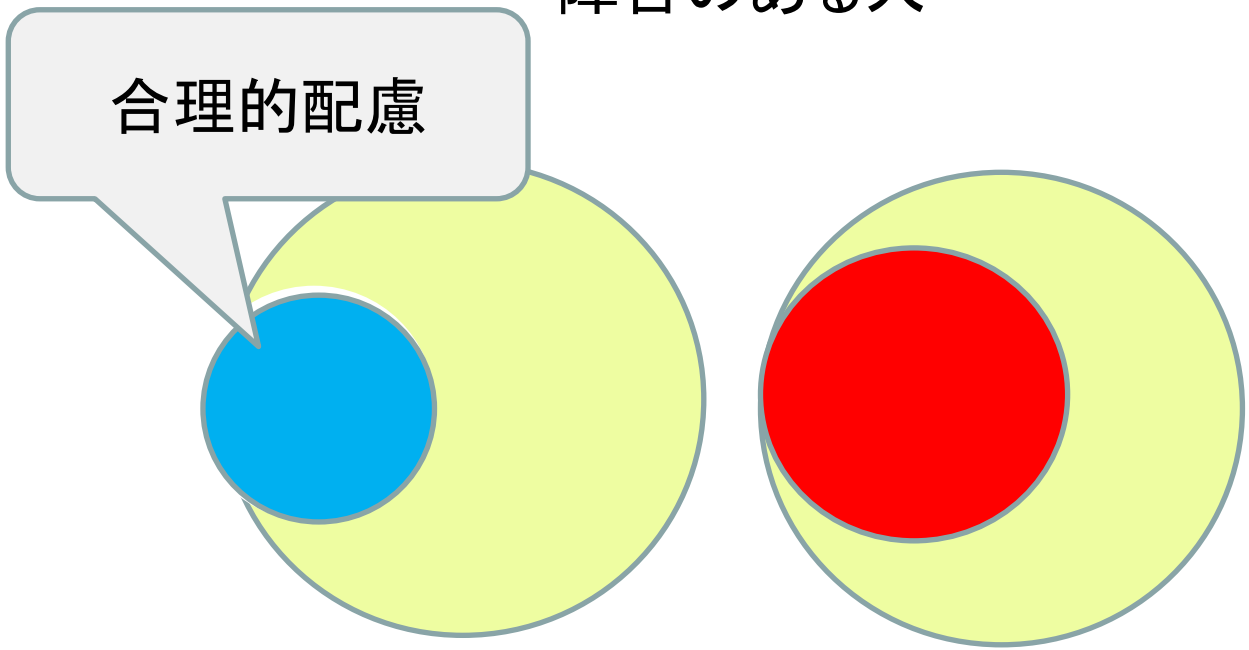


合理的配慮は障害によっても、個人によっても同じではない

# 正当な理由

- 障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合

精神障害の場合、自傷他害の恐れがある場合などの例外的な場合に限られるの ではないか(内閣府資料、会議における委員の意見)

- 総合的、客観的判断
- 障害のある人への説明責任

# 障害者差別解消法(2)

2. 行政、事業者の役割(続き)
   - 合理的配慮とは
   - 適用のための考え方：話し合いによる解決
   - 障害のある人の意思表示の尊重
   - 過重な負担にならないこと
3. 行政機関の基本的事項
   - 対応要領の作成、相談窓口の設置、職員の研修・啓発
   - 対応要領の内容

# 合理的配慮の例

- 視覚障害
  - 代わりに読み上げる、点字、点字ブロックなど
- 聴覚障害
  - 手話通訳、ランプ点灯によるアナウンスなど
- 肢体不自由
  - 車いす、バリアフリー、低床バスなど
- 精神障害
  - 休憩できる部屋・ベッドなど
- 知的障害

# ICTの積極的活用

- 読み上げソフト、漢字にカナを振る
- 情報を制限する(イアーマフ):特定の音や声を選択する
- キーボード入力、音声入力、アプリの活用
  - 紙と鉛筆による書字からの開放

大事なことは「学習すること」「内容を理解すること」
印刷物障害への支援を:タブレット等ICTの活用

技術の進歩で合理的配慮が可能になり多様化する

# 意思表示：合理的配慮と自己決定

- 合理的配慮は障害のある人の権利(7条)
- 権利があることを知ること
  - 権利擁護、教える
- 合理的配慮を訴えられるようにすること
  - 必要なスキル：自己主張
  - 意思確認と本人の同意
  - 意思表明のための支援や配慮
  - 信頼関係の構築：安心して訴えられる人

自己理解 → 権利の理解 → 権利の主張

# 過重な負担

- 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要

〇事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
〇実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
〇費用・負担の程度
〇事務・事業規模
〇財政・財務状況

判断:専門家・第三者の介入。説明責任

# 対応要領の内容(職員用)

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

職員への理解と実施の徹底化を支援するツール

# 障害者差別解消法(3)

4. 事業者の基本的事項
   - 基本的な考え方：合理的配慮の提供は努力義務
   - 対応指針(行政に準じた内容)
   - 主務大臣による行政措置：取組を進めること
5. その他の重要事項
   - 環境の整備：バリアフリー、人的支援、アクセシビリティ
   - 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
   - 啓発活動：職員研修(行政、事業者)、地域住民への啓発活動

# 環境の整備

障害のある人　　障害のない人

合理的配慮

＝

UD（ユニバーサルデザイン）
基礎的環境整備

# 新潟市　相談・紛争解決機関（イメージ）

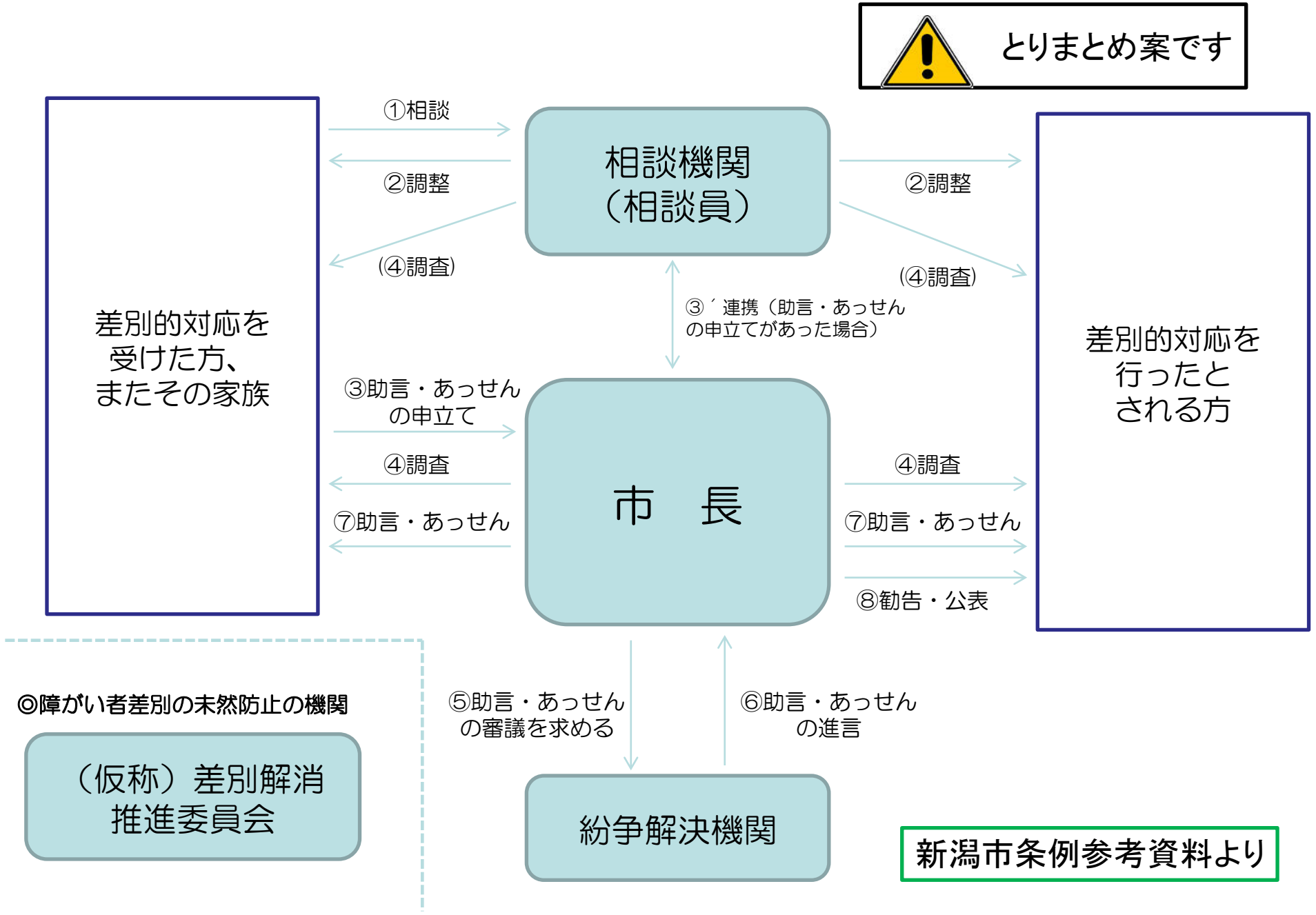

新潟市条例参考資料より

# 障がいを理由とした差別の未然防止策

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

（３）障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み

（４）差別解消のための第三者機関

# ◆差別解消のための第三者機関の目的

① 制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題などを解決すること

② 障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みについて協議・発信すること

③ 障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努める

新潟市条例参考資料より

# 障がいを理由とした差別の事後対応策

（１） 相談機関の設置

（２） 紛争解決機関の設置

（３） 助言・あっせん

（４） 勧告・公表

新潟市条例参考資料より

# 障害者差別解消法(4)

## 5. その他の重要事項(続き)

- 障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク

- 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項：情報の収集、整理及び提供、基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

# 新潟大学の取組

## 障がい学生支援部門

## (H26~）

# 実践していること

- 支援会議の開催
  - 本人を含めた関係者の話し合い
- 個別支援計画の作成
  - 本人のニーズの尊重
  - 合理的配慮の保障のための契約書
- 合理的配慮の保障
  - 授業中の支援の保障、授業科目の変更、定期的相談、ピアチューター
  - 授業者に文書で通知
- 評価会議の開催

PDCAサイクルによる

# まとめ

- 差別解消法施行に向け、準備を急ぐこと
- 障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい社会を実現するもの
  - 共生社会の実現
- 基礎的環境整備+合理的配慮+個人のニーズの保障
- 話し合いを基本とする合意形成
- 差別をしない予防的工夫を

あらゆる差別をなくし、国民すべてを幸せにすることが目標

# 長澤研究室

http://www.ed.niigata-u.ac.jp/~nagasawa/

メールマガジン、特別支援教育・発達障害の情報、資料